

## 新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて</u></p> <p>航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和29年法律第61号、以下「法」という。）第67条の2第1項のただし書及び関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「令」という。）第59条の4第1項第3号の規定の適用を受ける航空貨物の取扱いについては、「<u>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</u>」（平成22年2月12日財関第142号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成8年4月25日から実施することとしたので、了知されたい。</p>	<p><u>航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて</u></p>
<p>記</p> <p>1. 対象貨物  <u>令第59条の4第1項第3号の規定による到着即時輸入申告扱いの適用を受ける航空貨物は、航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第1章第3節3-3に規定する航空貨物輸送証の情報（以下「AWB情報」という。混載貨物については「HAWB情報」という。）又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）で審査が終了している貨物とする。</u>          なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならない</p>	<p>航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和29年法律第61号、以下「法」という。）第67条の2第1項のただし書及び関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「令」という。）第59条の4第1項第3号の取扱いについては、「<u>航空貨物通関情報処理システムを利用して行う税関関連業務の取扱いについて</u>」（平成13年9月25日付財関第781号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成8年4月25日から実施することとしたので、了知されたい。</p> <p>（制定趣旨）  <u>本邦に迅速に引き取られる必要があるため、税関空港を管轄する税関官署等に「予備審査制について」（平成12年3月31日付蔵関第251号）に定める予備申告が行われた航空貨物のうち、税関の審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に貨物を搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告を行うことを認め（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）直ちに輸入を許可することにより、通関の迅速化を図るものである。</u></p> <p>記</p> <p>1. 対象貨物          航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、<u>航空貨物通関情報処理システム</u>（以下「航空システム」という。）を使用して予備申告を行ったもののうち、<u>通達第1章第3節3-3に規定するAWB情報（混載貨物については、HAWB情報）又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）で審査が終了している貨物</u>とする。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならない</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ので留意する。</p> <p><u>通達第5章第7節7-1に規定する予備申請</u></p> <p>法第70条第2項の規定に基づき、他の法令（例えば、家畜伝染病予防法等）の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受ける必要のある貨物（ただし、予備申告の時点でこれらの証明を行うことができる場合にはこの限りでない。）</p> <p>2. 予備申告</p> <p><u>予備申告事項の登録</u></p> <p><u>到着即時輸入申告扱いの適用を受けようとする貨物（以下「到着即時輸入申告扱い対象貨物」という。）</u>に係る予備申告を行う場合は、当該予備申告を行う者（以下「通関業者等」という。）に、当該予備申告に先立ち、<u>通達第5章第7節7-1に準じて予備申告に係る事項の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>この場合において、輸入申告の予定日及び貨物情報を所定の欄に<u>入力することを求めるものとする。</u></p> <p><u>予備申告</u></p> <p><u>到着即時輸入申告扱い対象貨物</u>に係る予備申告は、前記により予備申告に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に<u>到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告である旨の申告条件コード</u>を入力のうえ、<u>通達第5章第7節7-2に準じて予備申告の登録をすることにより行うこととする。</u></p>	<p>ので留意する。</p> <p><u>通達第5章6-1（予備申告事項又は予備申請事項の登録）</u>に規定する予備申請</p> <p>法第70条第2項（他法令の確認）の規定に基づき、他の法令（例えば、家畜伝染病予防法等）の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受ける必要のある貨物（ただし、予備申告の時点でこれらの証明を行うことができる場合にはこの限りでない。）</p> <p>2. 予備申告</p> <p><u>予備申告事項の登録</u></p> <p><u>到着即時輸入申告扱いに係る予備申告を行う場合は、当該予備申告を行う者（以下「通関業者等」という。）に、当該予備申告に先立ち、<u>通達5-1-1（輸入申告事項の登録）</u>に準じて予備申告に係る事項の登録を行わせるものとする。</u></p> <p>この場合において、輸入申告の予定日及び貨物情報を所定の欄に<u>入力させることとする。</u></p> <p><u>予備申告</u></p> <p><u>到着即時輸入申告扱いに係る予備申告は、前記により予備申告に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に<u>到着即時輸入申告扱いを利用しての予備申告である旨の識別コード「U」又は「S」</u>を入力のうえ、<u>通達5-1-2（輸入申告）</u>に準じて予備申告の登録をすることにより行わせるものとする。</u></p> <p>（注）</p> <p>イ. 予備申告の識別コードの区分</p> <p>(1) 申告条件コード「U」は、航空システムを使用して航空貨物が<u>到着する税関空港において通関を行う場合（以下「税関空港で貨物を引き取る場合」という。）</u>に選択するコード</p> <p>(2) 申告条件コード「S」は、航空システムを使用して、航空貨物の集積場所である保税蔵置場において<u>通関を行う場合（以下「航空貨物の集積場所貨物を引き取る場合」という。）</u>に選択するコード</p> <p>ロ. 予備申告の入力時期</p> <p><u>到着即時輸入申告扱いに係る予備申告は、AWB情報（混載貨物につ</u></p>
	2

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3. 輸入申告</p> <p>税関空港で貨物を引き取る場合</p> <p>イ. 前記 2 の <u>により行われた</u>予備申告に係る輸入申告は、<u>AWB 情報(混載貨物については、AWB 情報及び HAWB 情報をいう。以下「AWB 情報等」という。)</u>が登録されたときに行われる。</p> <p>ロ. 税関官署の開庁時間外に AWB 情報等の登録業務が行われた場合には、<u>翌日(行政機関の休日を除く。)</u>の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告を行うこととなるので留意する。</p> <p>　なお、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合は、この限りではない。</p> <p>航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合</p> <p>イ. 航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合には、当該場所まで法第 63 条の規定に基づき保税運送を行うことを求めるものとし、その手続については通達第 2 章の貨物管理及び第 3 章の保税運送関係によることとする。</p> <p>ロ. 前記 2 の <u>により行われた</u>予備申告に係る輸入申告は、<u>貨物が航空貨物の集積場所に向けて搬出され、AWB 情報等及び搬出確認情報が登録された</u>ときに行われる。</p> <p>ハ. 税関官署の開庁時間外に AWB 情報等の登録業務が行われた場合には、<u>翌日(行政機関の休日を除く。)</u>の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告が行われることとなるので留意する。</p> <p>　なお、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合は、この限りではない。</p> <p>次のイからハのいずれかに該当する場合には、貨物が保税地域に搬入され、貨物確認情報が登録されたときに、自動的に輸入申告が行われる</p>	<p>いては、<u>HAB 情報</u>、<u>貨物確認情報</u>(<u>混載貨物については、混載貨物確認情報</u>)又は<u>航空機の到着確認情報</u>が登録される前に行わせるものとする。</p> <p><u>これらの情報が予備申告の前に登録された場合には、到着即時輸入申告扱いに係る予備申告はできない</u>ので留意する。</p> <p>ハ. AWB 情報又は HAB 情報の入力時期</p> <p><u>到着即時輸入申告扱いに係る貨物の AWB 情報又は HAB 情報は、入港が確実となったとき以降に行わせるものとする。</u></p> <p>3. 輸入申告</p> <p>税関空港で貨物を引き取る場合</p> <p>イ. 前記 2 の <u>により予備申告の申告条件コードが「U」</u>の予備申告に係る輸入申告は、<u>一般貨物については AWB 情報が、混載貨物については AWB 情報及び HAB 情報が登録された</u>ときに行われる。</p> <p>ロ. 税関官署の開庁時間外に AWB 情報登録及び HAB 情報登録業務が行われた場合には、<u>税関官署の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われる</u>ので留意する。</p> <p>　なお、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合は、この限りではない。</p> <p>航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合</p> <p>イ. 航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合には、当該場所まで法第 63 条の規定に基づき保税運送を行うこととし、その手続については通達第 2 章の貨物管理及び第 3 章の保税運送によることとする。</p> <p>ロ. 前記 2 の <u>により予備申告の申告条件コードが「S」</u>の予備申告に係る輸入申告は、<u>AWB 情報及び搬出確認情報(混載貨物については、AWB 情報、搬出確認情報及び HAB 情報)</u>が登録され、<u>貨物が航空貨物の集積場所に到着した</u>ときに行われる。</p> <p>ハ. 税関官署の開庁時間外に AWB 情報登録、HAB 情報登録及び搬出確認情報登録が行われた場合には、<u>税関官署の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われる</u>ので留意する。</p> <p>　なお、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合は、この限りではない。</p> <p>次のイからハのいずれかに該当する場合には、「<u>予備申告申告条件コード：Z</u>」と同様の取扱いとなるので留意する。</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>こととなるので留意する。</p> <p>イ. 書類審査扱いで AWB 情報等又は貨物確認情報（混載貨物について は、混載貨物確認情報）<u>が登録される前に</u>審査終了入力が行われな い場合</p> <p>ロ. 検査扱いの場合</p> <p>ハ. AWB 情報等の登録前に貨物確認情報（混載貨物については、混載貨 物確認情報）が登録された場合</p> <p>4. 輸入許可</p> <p>輸入申告後、申告の内容と AWB 情報等の登録内容が一致した場合に は、納付すべき関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）がない 場合、納税方式が専用口座振替方式若しくはリアルタイム口座振替方式 による場合又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワークを利 用する方法（以下「MPN 利用方式」という。）によるものであって納期 限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可となる。 ただし、口座残高不足の場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式による ものであって納期限延長制度が適用されない場合については、関税等の 納付が確認されたのちに輸入許可となる。</p> <p>なお、航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合は、貨物が当該航空 貨物の集積場所に向けて搬出された際に輸入許可となるので、通達第 3 章第 2 節 2 - 1 に準じて、発送手続を行うことを求めるものとする。</p> <p>輸入申告後、申告の内容と AWB 情報等の登録内容に不一致事項がある 場合には輸入の許可が保留されるので、輸入申告又は AWB 情報等の登録 内容の訂正を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、予備申告で審査終了を行っている場合には、再度、審査終了入 力が必要となるので留意する。</p>	<p>イ. 書類審査扱いで AWB 情報（混載貨物については、HAB 情報）又は貨 物確認情報（混載貨物については、混載貨物確認情報）<u>登録前に</u>審 査終了入力が行われない場合</p> <p>ロ. 検査扱いの場合</p> <p>ハ. 一般貨物で AWB 情報（混載貨物については、HAB 情報）<u>登録前に</u>貨 物確認情報（混載貨物については、混載貨物確認情報）が登録された 場合</p> <p>4. 輸入許可</p> <p>輸入申告後、申告の内容と AWB 情報登録（混載貨物については、HAB 情報登録）の内容が一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税 (以下「関税等」という。)がない貨物、有税であるが納税方式が口座 振替方式の貨物又は直納方式であって納期限延長制度が適用されてい る貨物については輸入の許可が行われる。ただし、直納方式で納期限延 長制度が適用されない貨物については、関税等の納付が確認された のちに輸入の許可が行われる。</p> <p>なお、航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合は、貨物が当該航空 貨物の集積場所に到着した際に輸入が許可されるので、<u>通達 3 - 3 - 2</u> (保税運送の到着確認)に準じて、到着確認を行ふものとする。</p> <p>輸入申告後、申告の内容と AWB 情報登録（混載貨物については、HAB 情報登録）の内容に不一致事項がある場合には輸入の許可が保留される ので、輸入申告又は AWB 情報登録（混載貨物については、HAB 情報登録） の訂正を行わせることとする。</p> <p>なお、予備申告で審査終了を行っている場合には、再度、審査終了入 力が必要となるので留意する。</p>